

毎週火、金曜日発行（但休日になる日は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

### ◇告示

#### 目次

生活保護法の規定による指定医療機関の廃止  
生活保護法の規定による医療機関の指定  
建設業者の変更登録  
土地改良区の定款変更の認可  
土地改良事業の認可  
土地改良区の設立の認可  
装蹄師の免許  
家畜人工授精師の免許

### 告示

豚コレラ予防注射の実施  
◇選管告示 選挙管理委員会の招集  
◇公告 児童福祉法による被返還者不明の金品についての公告

### 鳥取県告示第四百四十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同法第二項の規定により告示する。

昭和三十六年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地

本多 医 院 倉吉市研屋町二、四八一

診療科名 廃止理由 廃止年月日  
内科、小児科 開設者の死亡のため 昭和三十五年十月二十六日

久能寺 診療所 八頭郡家町大字久能寺七二二

内科 医師の転出のため 昭和三十六年三月三十一日

中山 医 院 大字郡家六三〇

内科、小児科 診療所移転のため 五月十四日

鳥取県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和三十六年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日

名 称

所 在 地

診療科名 開設者名

昭和三十六年五月二十六日

中山医院分院

八頭郡家町大字久能寺七二一

内科、小児科、放射線科 中山喜美雄

〃

六月一日 船木齒科医院

東伯郡赤碓町大字赤碓一、九二〇 齒科 船木 享

〃

四月二十五日 上田

鳥取市西町一丁目四五四

上田 務

鳥取県告示第四百四十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に、昭和三十六年七月二十六日変更登録した。

昭和三十六年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

名 称

営業所の所在地

申請者氏名

摘 要

鳥取県知事登録  
（七）第三七号

八頭土木建築（有）

八頭郡家町郡家

（新）藪田 昌男  
（旧）山野 豊美

第五一九号

因伯建設（有）

（新）鳥取市東品治町八〇ノ一  
（旧）八頭郡河原町大字佐貫一、一一二

（新）中山 孫市  
（旧）中山しづ子

出張所設置  
八頭郡河原町大字  
佐貫一、一一二

鳥取県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、殿河内土地改良区の定款変更を昭和三十六年七月三十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和三十六年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十四号

昭和三十六年二月二十日付けで天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとするかんがい排水土地改良事業については、審査の結果、その計画を適当と認め

たので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十六年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十六年八月四日から二十日間とする。

二 縦覧場所

倉吉市上古川 天神野土地改良区事務所

鳥取県告示第四百四十五号

昭和三十六年二月二十七日付けで大灘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする暗きよ排水土地改良事業については、審査の結果、その計画を適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十六年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十六年八月四日から二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡大栄町大字瀬戸 大灘土地改良区事務所

鳥取県告示第四百四十六号

昭和三十六年六月二十四日付けで気高郡気高町大字富吉村上国太郎ほか十四人の者から申請のあつた五ヶ井手

土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十六年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十六年八月四日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

気高郡気高町役場

鳥取県告示第四百四十七号

装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）第一条の規定により、次のとおり装蹄師の免許を与えた。

昭和三十六年八月四日

鳥取県告示第四百四十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与えた。

昭和三十六年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許証番号 家畜人工授精師として業務を行う家畜の種類

五四七 牛  
五四八 牛

鳥取県日野郡江府町宮市三七四  
〃 〃 〃 三七二

野口 光 徳  
森 文 雄

鳥取県告示第四百四十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づ

き、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
豚。ただし、生後五十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日  
昭和三十六年八月七日から九月六日までの期間各豚舎巡回注射
- 五 注射の方法  
豚コレラ予防液皮下注射

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

昭和三十六年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年八月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光正義

一日 時 昭和三十六年八月八日 午前十時

- 二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館
- 三 議題 公明選挙常時啓発事業計画について

公 告

次の金品は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条により、一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、公告の日から一年以内に申し出られたい。

昭和三十六年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

現金	現金	腕時計	金品の種類	種類	数量	形状	児童が金品を所持するにいたつた事由	保管場所
三、一〇三円	一三、〇五七円	男物 一 箇	金品の種類	種類	数量	形状	児童が金品を所持するにいたつた事由	保管場所
千円紙幣 一百円硬貨 三枚	千円紙幣 十枚 十円硬貨 七枚	クロム側鎖パ ンド付中三針	児童が三十五年九月上旬の午後六時頃鳥取地方裁判所前道路上に停車中の所有者不明の大型トラック運転台より窃取したもので鳥取警察署長から通告	鳥取市片原一丁目 中央児童相談所				
昭和三十六年四月下旬倉吉発鳥取行日ノ丸の座席に遺留したものを拾得し横領した	昭和三十六年四月下旬井浜村駅前の列車中から所有者不明の現金を窃取したもの	倉吉市仲ノ町 倉吉児童相談所						